

自己負担割合が変更になった人に

# 「老人保健法医療受給者証」を発行

適用区分が一定以上の所得がある方は2割負担

老人保健法医療受給者の自己負担割合は、適用区分に応じて、1割または2割になります。

市は、老人保健法医療の適用区分に基づき、自己負担割合が変更になった受給者に、変更後の自己負担割合を記載した、新しい「老人保健法医療受給者証」を送付しました。自己負担割合に変更がない受給者は、今までも持ちの受給者証で受診できます。問合せは医療助成グループ(0798・353・3192)へ。

ただし、夫婦2人世帯などで年収637万円未満、または単身世帯で年収450万円未満の場合は、基準収入額適用申請書(確定申告書等の必要書類を添付)の提出により、自己負担割合は1割(「一般」区分)になります。

住民税非課税世帯対象

## 「減額認定証」の更新をお忘れなく

市は、平成16年7月31日で期限が切れた「限度額適用・標準負担額減額認定証(以下「減額認定証」)に代わり、8月1日から1年間有効の減額認定証を該当者に交付しました。

市から、更新手続きの案内が送られてきた人で、手続きがまだの方は、健康保険証・老人保健法医療受給者証・印鑑を持参のうえ、医療助成グループ(市役所本庁舎1階)、各支所・サービスセンターなどで交付申請してください。減額認定証は、入院中または入院する場合は、必ず

医療機関に提示してください。なお、適用区分による対象および一部負担金と食事標準負担額は次のとおりです。

適用区分が「低所得」

適用区分が「低所得」



入院のときは、病院に減額認定証を提示しましょう

## 4歳児ランドで友だちつくるっ!

市立幼稚園などで開催中

教育委員会は、子どもたちが友だちと一緒に集って遊びながら成長する場として、「4歳児ランド」を5月から開催しています。9月以降も引き続き、下表の8会場で30回程度開催します。詳しくは、市立幼稚園などにある案内をご覧ください。

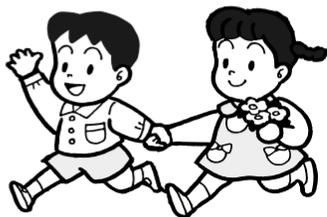
問合せは各開催幼稚園または学事グループ(0798・353・3851)へ。

開催会場	所在地	電話番号
浜脇幼稚園	宮前町8-22	0798・33・0835
夙川幼稚園	松ヶ丘町9-23	0798・72・2951
大社幼稚園	柳本町1-8	0798・74・4051
門戸幼稚園	門戸東町3-25	0798・52・5447
高木幼稚園	伏原町3-40	0798・65・0055
春風幼稚園	今津野田町2-6	0798・26・6152
生瀬幼稚園	生瀬町2丁目3-16	0797・84・9464
段上児童館	段上町2丁目10-23	0798・53・8303

【開催日時】各回2時間 各幼稚園：原則月・水曜の午後1時半から 段上児童館：原則月・木曜の午前10時から  
【費用】参加費無料。ただし、保険料・教材費の実費が2500円程度必要

## 市立幼稚園9園で

# 9月入園の4歳児を再募集



幼稚園で楽しく学びませんか

教育委員会は、下表の市立幼稚園の入園希望者を再募集します。入園は9月1日。対象は平成11年(1999年)4月2日から12年(2000年)4月1日生

## 再募集を行う幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号	募集人数
越木岩	美作町6-10	0798・72・4499	1人
高木	伏原町3-40	0798・65・0055	1人
瓦木	中島町5-2	0798・64・5017	1人
今津	今津二葉町4-10	0798・26・0845	2人
鳴尾西	鳴尾町5丁目4-6	0798・42・1901	11人
南甲子園	南甲子園3丁目2-24	0798・46・1608	2人
浜甲子園	枝川町12-3	0798・41・4032	13人
高須西	高須町2丁目1-45	0798・48・4121	10人
鳴尾東	笠屋町30-47	0798・41・4542	4人

【対象】平成11年(1999年)4月2日~12年(2000年)4月1日生まれの子  
【開催日時】各回2時間 各幼稚園：原則月・水曜の午後1時半から 段上児童館：原則月・木曜の午前10時から  
【費用】参加費無料。ただし、保険料・教材費の実費が2500円程度必要

【対象】属する世帯の世帯主および世帯員全員が住民税非課税で、世帯各人の所得が、各種控除(年金所得の控除額は65万円として計算)を差し引いたとき、0円となる人です。

【外来】一部負担金：1カ月の限度額8000円  
【入院】一部負担金：1カ月の限度額2万4600円

1カ月(月の1日から末日まで)あたりの医療費の支払い総額が、別表の自己負担限度額を超えた場合、超過分は、市から「高額医療費」として還付されます。還付を受けるには、「老人保健高額医療費支給申請書」の提出が必要です。該当者には、市から同申請書を送付(受診して3カ月、4カ月後)します。すでに同申請書が届いた人で申請がまだの方は、早めに手続きをしてください。

申請は、医療助成グループ(市役所本庁舎1階)各支所・サービスセンターなどでできます。認め印、などが必要です。

対象は、属する世帯の世帯主および世帯員全員が住民税非課税である人です。

1カ月(月の1日から末日まで)あたりの医療費の支払い総額が、別表の自己負担限度額を超えた場合、超過分は、市から「高額医療費」として還付されます。還付を受けるには、「老人保健高額医療費支給申請書」の提出が必要です。該当者には、市から同申請書を送付(受診して3カ月、4カ月後)します。すでに同申請書が届いた人で申請がまだの方は、早めに手続きをしてください。

## 高額医療費の還付

# 申請書の提出はお早めに

老人保健法医療受給者証、振込み先金融機関(郵便局を除く)の口座番号等が確認できるものを持参してください。領収書等の添付は不要です。また、事前に同申請書を提出しておく、自動的に還付されますので、提出にご協力ください。

別表 1カ月の医療費自己負担限度額 (注1)

区分	負担割合	外来	入院・世帯
一定以上の所得がある方	2割	4万2000円	7万2300円+(医療費-36万1500円)×1% (注2)
一般	1割	1万2000円	4万2000円
低所得		8000円	2万4600円
低所得			1万5000円

(注1)1カ月は月の1日から末日まで  
(注2)平成14年10月以降、過去12カ月間に4回以上、世帯での高額医療費の支給があった場合は、4回目以降は4万2000円

## 西宮市地域福祉計画(素案)への意見を募集

受付は8月30日から

市は、このたび、西宮市地域福祉計画の素案を取りまとめましたので、同計画案に対するご意見を募集します。ご意見は市の見解とともに公表。個別に回答しません

## 平成16年上半期 消防概況まとめ

31分に1件の割合で救急車が出勤

消防局は、このたび、今年上半期(1月~6月)の火災と救急、救助の概況をまとめました。

### 火災

出火件数は43件で、前年同期に比べ6件減少しています。火災種別は、建物火災が25件、その他火災が10件、車両火災が6件、林野火災が2件です。火災による死者は2人です。

### 救助

救助出動件数は1200件(前年同期と同じ)で、この内64件の救助活動を実施59人を救助しました。それぞれ前年同期より1件、1人の減少です。交通事故で救助した人数が26人と一番多くなっています。

### 救急

救急出動件数は8431件で、前年同期より399

